GGTニュースレター
No.131
〒101-0031 東京都千代田区東神田１−２−８
電話：03−5835−3917
URL: https://www.ggt.or.jp
発行所：一般社団法人自然資源保全協会（ＧＧＴ）　2025年10月30日発行

私の捕鯨班長時代

日本トロール底魚協会　諸貫　秀樹



写真中央

ローマにある在イタリア国日本大使館での３年２か月に及ぶ勤務を終え、ドルチェヴィータから現実世界へと連れ戻されるかのごとく、渋々とローマから東京に戻ってきた私は、しばらくの間、ポスト不詳のまま水産庁国際課に留め置かれた。2003年８月のことである。その後、面倒な国際交渉があるたびに遊軍として駆り出されはしたものの、責任感の薄いポストでの業務がリハビリにはピッタリだったこともあり、多忙を極める国際課の中では異質な「ベルサッサ（終業の鐘とともにサッサと帰宅）」を謳歌していた。そんな最中の2004年３月のとある日、森下丈二捕鯨班長（当時、現在は農林水産省国際顧問）が、いつものように、ダンディかつしなやかな物腰で私の席に現れ、「はい、これ引継ぎ資料だから。読んどいて」などと爽やかに宣った。地獄の第２章の幕開けであった。

私は35年間の水産庁奉職の間に、捕鯨関係のポストに３回（係長、班長、交渉官・参事官）、合計14年と８か月在籍した。他方で、いずれもローマにある国連食糧農業機関（FAO）と在イタリア国日本大使館のポストにも３回、合計８年と１か月在籍するという幸運にも恵まれた。ただし、ローマ勤務の後には、必ず、捕鯨関係勤務に就くという、まさに天国（ローマ）と地獄（捕鯨班）を繰り返すという様相で、私の役人生活は甘かったのか酸っぱかったのか、水産庁から定年退職した身となっても、いまだに判じがたいところがある。

いずれにしても、私の二度目の捕鯨担当というか、地獄の第２章というか、捕鯨班長就任は、冒頭に記したように、二度目の天国からの帰還後、数か月のリハビリ期間を経たのちに、閻魔大王よろしき森下丈二氏からの爽やかな宣告により幕開けした。

私が捕鯨班長に着任した2004年の春は、2002年に下関で開催された国際捕鯨委員会（IWC）年次会合における事件（米国の先住民捕鯨への捕獲枠配分の否決）の余波により、水産庁内の捕鯨問題への対応は混迷を極めていた。捕鯨業務に係る水産庁内の指揮命令系統の変更に沿う形で、国際案件は漁政部の国際課（当時）に移り、それまで捕鯨問題を包括的に扱っていた資源管理部の遠洋課捕鯨班は国内案件に「専従」することとなった。そのため、捕鯨班長を退いたはずの森下氏は、国際課に移動後も引き続き捕鯨問題の国際案件の担当を継続し、IWCにも引き続き日本政府副代表として出席するなど多忙な日々を過ごすこととなった。翻って、二度目の地獄に突き落とされた私は、捕鯨班長として国内案件に「専従」することとされたが、そこに大きな落とし穴が、しかも幾つも開いているとは着任時には夢にも思わなかった。

繰り返しになるが、2004年当時の水産庁は捕鯨問題への対応で混迷を極めていた。すべての捕鯨案件は関連する４課長、２部長、次長の決裁を経て、長官の最終的な承認を得ることが必須となり、代決は許されない状況であった（いわゆるヤマタノオロチ決済）。班長行政が主流のお役所業務とはかけ離れた厳重な（そして過重な）決裁を余儀なくされていたのであった。しかも、このヤマタノオロチは８つの頭も８つの尻尾もそれぞれみんな好き勝手な方向を向いていたのだからたまらない。あっちで怒られ、こっちで怒られ、振出しに戻ってまた怒られる。散々な決済が待っていた。国際案件は担当しなくて済むから、それまでに比べて決裁案件は格段に少なくなるはずだと信じて捕鯨班長に就いた私は大いに面食らうこととなった。これが１点目の落とし穴。

IWCは水産庁のあらゆる職員から嫌われている。当時、IWCの年次会合は毎年開催され（現在は隔年開催）、しかも、GWの真っただ中の４月下旬ないしは５月上旬に始まり、科学委員会が２週間、特別委員会が１週間、そして本委員会が１週間と延べ４週間にわたって継続していたことから、IWC担当班長は４週間にわたり会合出席することを余儀なくされていた。言うまでもなく、会議そのものも最悪で、科学的情報に基づき中立的

な判断を下すことが求められる科学委員会においてすら、反捕鯨勢力による非科学的なトンデモ議論が飛び交う不快な状況で、その後の特別委員会、本委員会と進むにつれ、その不快度は増すばかりであった。つまり、IWC 年次会合の 4 週間はただでさえ地獄の捕鯨業務の中でも最たるものであったということである。

私の捕鯨班長就任時は、先述のとおり、遠洋課捕鯨班は国内担当という割り振りになっていた。そのため、私は、IWC 業務はもちろんのこと、IWC 年次会合への参加も免除されることとなり、着任当初は、IWC 業務をそっくり抱えて国際課に異動された森下氏に申し訳ないと思いつつ、楽チンでいいなぁと内心ほくそえんでいた。しかし、着任早々に、これが大きな誤りであることがあっさりと露呈したのであった。

水産庁内では業務割振りに変更があったものの、世間一般では、我が国の捕鯨行政は水産庁遠洋課の捕鯨班が担当しているという認識に一切変化はなかった。そのため、捕鯨問題に係るあらゆる電話が、マスコミ取材のみならず、励ましやクレーム（ほとんどが後者）もすべてが捕鯨班にかかってきた。ゆうに 1 時間を超えるクレームの電話も日常茶飯事であったし、誤解や先入観に満ち満ちた海外マスコミによる英語取材も頻繁にあった。

そもそも、海外マスコミからの取材が多いのは、今も昔も IWC 年次会合の開催中である。2004 年も同様であったが、IWC 担当に割り振られた国際課では、当然のことながら、IWC 年次会合に出席するため担当者はそっくり出払っていたため、必然的に、国際課にかかってくる取材、励まし、クレームの電話のすべてが遠洋課の捕鯨班に転送された。その結果、国内業務「専従」であったはずの捕鯨班が、海外マスコミからの英語取材も含め、すべての電話対応をせざるを得ない状況となってしまった。これがまさに 2 点目の落とし穴であった。

IWC 年次会合の期間中は、毎日、電話が捕鯨班にひっきりなしにかかってきて、わずか 3 名体制（当時）の捕鯨班はてんてこ舞いの大騒ぎに巻き込まれた。しかも、マスコミに正しい情報を提供する必要性があることに加え、水産庁・農林水産省の幹部にも結果を逐次報告する必要があったことから、協議の進捗状況の把握のため、捕鯨班員は IWC 会合のインターネット中継を視聴することまでも余儀なくされた。ちなみに、時差が 12 時間あったセントキッツ・ネイビスで会議が開催された 2006 年には、昼間の通常業務の後、深夜から早朝までインターネット中継を視聴し、翌日は通常通りに、フラフラになりながら水産庁に出勤するという過酷な日々を過ごした。

ただし、この 2006 年に開催されたセントキッツ会合は良い意味で特別なものでもあった。同会合では、持続的支持派が「IWC の正常化」を求めて提案した決議（セントキッツ宣言）が過半数の得票により採択され、1982 年にいわゆる商業捕鯨モラトリアムが採択されて以来、実に 24 年ぶりの歴史的快挙がなされた会合でもあった。徹夜明けの寝ぼけ眼でインターネット中継を視聴していた私は、夜明けのセントキッツ宣言の採択に椅子から転げ落ちつつ、その快挙に小躍りしたことを今でも鮮明に覚えている。もっとも、セントキッツ宣言採択の報が伝わったその日は、いつにも増して捕鯨班の電話が鳴りまくって閉口したことも忘れられない思い出なのだけれども。

捕鯨班長就任の 3 つ目の落とし穴は、2004 年度（2004/05 年）に終了した南極海鯨類捕獲調査（JARPA）の後継調査である第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA Ⅱ）の計画立案であった。こちらは国際機関たる IWC の枠組みの下での調査とはいえ、調査そのものは日本政府が実施する国内事業であったがゆえに、当然、遠洋課捕鯨班が担当した。しかも、JARPA Ⅱを 2005 年度から開始すべく、調査計画を 2004 年度中に完成する必要があったことから、私は 2004 年春の捕鯨班長着任早々に、JARPA Ⅱ計画の立案作業に巻き込まれた。

JARPA Ⅱ立案に際しては、いわゆる商業捕鯨モラトリアムの採択から 20 年近くがたち、南極海の鯨類資源は急速に回復していたため、クロミンククジラの捕獲頭数を増やし、さらなる精緻な分析を行うべきという声が高く、さらには、クロミンククジラに加え、急速に資源を回復させていたマッコウクジラ、ナガスクジラ及びザトウクジラも捕獲調査の対象とすべきという声も強まっていた。とはいえ、国際捕鯨取締条約第 8 条の趣旨に沿った科学的な調査とする必要があったことから、科学面については研究者とともに綿密な検討を重ね、また、南極海という厳しい環境下での調査を確実に実施するという観点から、実施面については捕鯨業界とともに検討を重ねた。さらに、IWC が持つ政治的な側面を十分に勘案する必要性もあったことから、国会議員筋への報告も念入りに行った。言うは易し、行うは難し。これらがいずれも困難を極めた。特に、実施面及び政治面については、関係者の調整が困難を極め、調査目的の科学的側面を堅持しつつ、効率的に調査を進めるための調整にも多大なる時間を要し、2004 年度末にようやく完成した JARPA Ⅱは、まさに血と汗と涙の結晶であった。本件については大変興味深い話しがてんこ盛りなのだが、オモテもウラも話し出したらキリがないので、紙面の都合上ここでは割愛させて

いただく。

なお、JARPA Ⅱ計画の完成後、10年近くの時を経て、あの大事件が起きた。今も昔も反捕鯨の巨魁であるオーストラリアが、JARPA Ⅱが国際捕鯨取締条約に違反しているとして、2010年に国際司法裁判所（ICJ）に提訴していたが、忘れもしない2014年3月31日に、ICJは、幾多の困難を乗り越えて立案されたJARPA Ⅱ調査について、科学調査であることは認めつつ、調査目的と捕獲頭数（サンプル数）との間に乖離があるとして、実施差止めを命ずる判決を出したのだ。ICJはそもそも法的な観点から条約の解釈等に基づき中立な判断をすべき機関であり、また、科学についてはズブの素人のICJ判事は科学面に踏込んで判断することはご法度だったはずなのだが、本裁判では、法的側面ではなく、もっぱら科学的側面について判定され、不当な判決が下されたことは誠に腹立たしく遺憾であった。この不当判決に、我が国の捕鯨関係者は、捕鯨問題が科学という切り口では全く解決しえない問題であることを再認識させられた。ICJ判決の問題性について言いたいことが山ほどあるのだが、当該判決は私の地獄の第3章の幕開けに位置付けられる事件であり、詳述はまたの機会に譲ることとしたい。

最後に、水産庁内の混迷により捕鯨班に発生した「分断」の解消に係る顛末についても触れておきたい。私の捕鯨班長就任から途切れることなく続いた捕鯨班内のバタバタ状況は、2004年度の年度末に向けて更に悪化した。環境保護団体を自称する金儲け団体が、まとめて2つ、南極海鯨類調査船団を襲撃したのである。この不当かつ卑劣な襲撃についても書きたいことが山ほどあるが（ページ数の都合から割愛させていただくが）、とにかく捕鯨班のバタバタ状況が手に負えないほど悪化したことは間違いない。そのため、捕鯨班のあまりのバタバタ状況に業を煮やした小林芳雄長官（当時）から、捕鯨班長である私は、担当上司とともに呼びだされ、業務の停滞についてお叱りをいただいた。その際、小林長官には「言いたいことがあるなら、何でもいいから、遠慮せずに言うように」と仰っていただいたので、遠慮知らずの私は、捕鯨行政が遠洋課と国際課に分断され、また、業務配分にも偏りが生じている状況を説明するとともに、捕鯨班の正常化について直訴させていただいた。これに対し、小林長官は非常に驚き「捕鯨班を以前の体制に戻し、捕鯨行政の一本化を図る」ことを即決してくださった。しかも、翌週には捕鯨班の一元化が図られたのだから、小林長官の御英断には今でも感謝の気持ちしかない。

ただし、このとき、私はちょっとした事件を起こしてしまった。長官室から退室後、私の長官直訴を快く思わなかった上司から「長官直訴するぐらいならもっと働け」という、昨今ならばパワハラ処分一直線の理不尽な叱責を受け、短気な私は、長官室前の廊下で、上司を馬鹿野郎呼ばわりして、そのままサッサと帰宅してしまったのだ。帰宅途中の電車の中で「クビは無いだろうが、異動は間違いないな」とションボリ覚悟したが、本件に関係があるのかないのか、異動したのは私ではなく上司の方であった。いずれにしても、この馬鹿野郎事件の後、速やかに捕鯨業務の一元化が復活したのは大変ありがたかった。もっとも、捕鯨班の苦難はその後も途切れることなく続くことに変わりはなかったのだけれども…。（了）

捕鯨班での歩み

（一社）自然資源保全協会　顧問　　前　章裕

私が捕鯨班の係長に就任したのは1985年10月で、1989年4月にはいわゆる地場昇格で班長となり、1991年8月までの6年弱を捕鯨班で過ごしたことになります。
当時は、1982年のＩＷＣ商業捕鯨モラトリアム決定、同決定に対する日本の異議申し立てと米国国内法（パックウッド・マグナソン修正法、ペリー修正法）発動回避のための日米合意という騒動の直後でした。日米合意を巡っての反捕鯨団体と米国政府の間の訴訟の最終段階で、一連の騒動の余韻がまだ若干残っていましたが、私の6年弱に及ぶ捕鯨班時代の仕事は、モラトリアム受け入れ後の我が国捕鯨の体制整備ということになります。

1 商業捕鯨モラトリアム決定と受け入れ

①モラトリアム決定、日米合意と裁判

ご存じの通り、ＩＷＣは1982年に発効まで3年間の猶予期間付きで商業捕鯨モラトリアムを決定しました。我が国は、ノルウェー、ソ連（当時）、ペルー（まもなく撤回）とともにこの決定に異議申し立てを行いました（異議申し立てを行った国には決定の効力は及ばない）が、米国国内法による同国200海里水域内における漁獲割当削減（当時、日本は米国200海里水域内で100万トン近い割当を受けていました）を回避するためのやむを得ざる手段として異議申

し立てを撤回、日米合意に基づきモラトリアム発効後２漁期終了をもって同決定を受け入れ、商業捕鯨を一旦中断することとしまし（これに対し米国は、パックウッド・マグナソン修正法による200海里水域内における漁獲割当の削減は行わない）。

驚いたのは、この日米合意に対し、米国内の反捕鯨団体が、同合意は漁獲割当削減を求める米国国内法に違反しており無効であるとして、モラトリアム決定発効後も商業捕鯨を続ける日本に対する漁獲割当を削減するように米国政府を訴えたことでした（厳密には、モラトリアム決定発効前の北太平洋マッコウクジラ捕獲枠ゼロ決定への異議申し立てによる捕鯨の継続が発端です）。しかも、一審、二審とも米国政府が敗訴しました。最終的には、最高裁においてわずかの差（確か、５票対４票）で、同合意は米国政府の裁量の範囲内であるとの判決が得られましたが、訴訟の国アメリカとはいえ、２年待てばモラトリアムを受け入れるとしている合意にすら対抗してくる反捕鯨団体の執念を感じる一方で、この問題を大きな話題として取り上げ、引き続き捕鯨問題をマスコミに対する宣伝材料として使っていこうという彼らの戦略も垣間見たように思いました。

私が捕鯨班に配属されたのは、この捕鯨裁判の最高裁における審議が佳境を向かえる頃でした。裁判で米国政府が敗訴すると漁獲割当削減という形で被害を受ける可能性がある日本の業界団体が被告（米国政府）と同等の立場で裁判に参加できるという仕組みや、熱心な反捕鯨の立場の家族がいることを理由に判決に参加することを忌避しようとする判事がいたことなどを思い出します。

②商業捕鯨中断と国内措置

このようにして、南氷洋捕鯨は1986/87年漁期、沿岸捕鯨は1987年漁期をもって中断し、1988年３月にはＩＷＣの規制対象である大型鯨類を捕獲する商業捕鯨はすべて一旦中断することになりました。当時日本の捕鯨には、南氷洋でミンククジラを対象として操業する母船式捕鯨業、日本沿岸でニタリクジラやマッコウクジラを対象とする大型捕鯨業、同じく沿岸のミンククジラのほかＩＷＣ規制対象外の小型鯨類を捕獲する小型捕鯨業がありました。このうち母船式捕鯨については、会社そのものを整理して、後述する南氷洋における調査に必要な船舶や人員を提供する新たな会社を設立することとなり、必要な改変が行われました。沿岸の大型捕鯨については、当時は３社が専門の捕鯨船５隻を使用して操業を行っていましたが、年間数ヶ月を水産庁に用船され漁業取締船として使われていた１隻を除き、いわゆる減船措置をとることになり、廃業に伴う補償措置がとられました。小型捕鯨については、当時９隻体制で操業していましたが、主力であるミンククジラの操業ができなくなったため、ＩＷＣ規制対象外であるツチクジラやゴンドウクジラを対象とした操業だけとなり、一部で協業化の上、４～５隻体制で操業を続けることになりました。

このような措置を順次実施に移していく中で私の印象に残っているのは、沿岸小型捕鯨に対するものでした。主力であるミンククジラの漁獲ができなくなることは大きな痛手ですが、当時は商業捕鯨中断に伴い鯨類の魚価が上昇し、操業隻数を絞り込めばＩＷＣ規制対象外の鯨類の捕獲継続でギリギリ採算がとれる見込みがありました。ここで捕獲枠の問題がでてきます。日本は科学的な根拠がない捕鯨禁止には断固反対してきましたが、資源管理の必要性については異論はありません。特に浮魚類と比較すれば生産性が低い鯨類ですから、経営が苦しいといっても闇雲に捕獲枠を拡大することには賛成できません。そこでミンククジラを失って少なくなったパイから皆さんの利益を確保するためには協業化しかないと考えたわけですが、小型捕鯨の地域性というか非商業性というか、独特の文化がでてなかなかまとまらなかったと記憶しています。このことは、後述する小型捕鯨の生存捕鯨としての側面を表していたとも思います。

③モラトリアム後のＩＷＣでの対応（捕獲調査を巡る議論は後述）

商業捕鯨モラトリアム決定を行ったことで、ＩＷＣは毎年の捕獲枠を決定する必要がなくなりました。一方で、モラトリアム決定を含む条約付表の規定（10(e)）では「…遅くとも1990年までに、同規定（10(e)）の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともにこの規定の修正及びほかの捕獲頭数の設定につき検討する。」とされていましたので、特に科学的な議論は、この包括的評価（CA）の実施が中心となりました。当時はまだ約束の1990年までは少しの時間がありました。日本は商業捕鯨モラトリアム解除をめざして、この議論に積極的に参画していきました。個別資源、特に科学的な知見が豊富な南氷洋ミンククジラのより詳細な資源評価、当時使われていたＩＷＣの資源管理方式（新管理方式、NMP）に変わるものとして故田中昌一東京大学名誉教授・東京水産大学名誉教授が提唱されたフィードバックシステムを取り入れた管理方式の検討等、一見科学的な議論が活性化した側面もありました。しかしながらその後のＩＷＣの動向、例えば、科学委員会により新たに開発された改訂管理方式（RMP）が本会議において店ざらしにされていることを見れば、反捕鯨国に商業捕鯨再開を認める意思はないことが明白です。

（以下次号以降に続く）